

平成16年度第4回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日時 平成16年9月12日(日) 13:00~15:50
場所 青森国際ホテル 2階『春秋の間』
出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員(敬称略)
委員長 小林 裕志 北里大学 教授
委員 足利 鉄雄 公募
委員 阿波田 禾積 青森公立大学 経営経済学部 教授
委員 一條 敦子 公募
委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授(欠席)
委員 武内 智行 独立行政法人 水産総合研究センター
東北区水産研究所 企画連絡室長
委員 武山 泰 八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員 野田 香織 弘前大学 理工学部 助教授(欠席)
委員 長谷川 明 八戸工業大学 環境建設工学科 教授
委員 村井 昇平 青森県商工会議所連合会 事務局次長(欠席)
青森県
企画政策部 中村部長、奥川政策調整課長
佐藤政策調整課行政評価企画監 ほか
農林水産部 福澤農村振興企画監、鳴海農村整備課長
久保沢農村整備課総括副参事 ほか
県土整備部 鈴木理事、小山内整備企画課長、藤本道路課長 ほか

内 容

1 開会

司会(奥川政策調整課長): お待たせいたしました。ただ今から、平成16年度第4回青森県公共事業再評価審議委員会を開催いたします。

2 あいさつ

司会: 開催に当たり、中村企画政策部長からごあいさつを申し上げます。

中村企画政策部長: 企画政策部長の中村でございます。会議の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、7月25日に開催いたしました第3回委員会において、半島地域総合整備事業むつ恐山公園大畑線小目名ほか2箇所の現地視察、並びに地元の方々からの意見の確認など、長時間にわたる現地調査実施をいただきまして、大変御苦労様でございました。

また、本日は公私共に大変お忙しい中、第4回の会議に御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の委員会ですが、現地調査をいただいたむつ恐山公園大畑線小目名ほか4件の県単独道路整備事業の県対応方針案への委員会意見決定に関する審議をいただいた上で、平成16年度の再評価対象事業34件につきまして、これまでの審議の結果等を踏まえまして、委員会としての意見書を取りまとめいただく会議となっております。委員の皆様には、どうぞ御意見、御提言をよろしくお願い申し上げます。簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3 議事

司会：本委員会の会議につきましては、青森県公共事業再評価審議委員会運営要領第2第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は10名中7名の委員の方々に御出席をいただいておりますので、当委員会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、委員会設置要綱の規定に基づき、小林委員長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

小林委員長：皆様こんにちは。第4回でございますけれども、今日はいろいろ決定しなければならぬことがございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

毎回でございますけれども、ただ今からの議事に入ります前に、委員会要綱の確認をもう一度読み上げさせてもらいたいと思います。

本会の審議は、委員会運営要領に基づきまして公開とするということでございます。それから二つ目は、この審議の内容につきましては事務局で整理が終わった次第、事務局すなわち政策調整課の方で公表、縦覧いたします。それに当たりましては、各委員に事前にお目通しをいただいて、御了解をいただいた上で公表するということです。それから三つ目、この委員会終了後に、もし報道機関の取材対応があれば委員長に御一任いただきたいということでございます。

それから本日は、一般傍聴者の方がお見えになっておられるんですね。それで、お願いでございます。事前に受付の方でお手元にお渡ししてあります留意事項を遵守して傍聴して下さるようお願いいたします。もし中身がいろいろプライバシーとか、あるいは貴重な動植物の問題とかに関わって公開が不適切という場面が出てきた場合は、この委員会で審議いたしまして非公開にするというような場面も出てくるということも御了解いただきたいと思っております。

それでは早速でございますけれども、中身に入りたいと思います。各委員のお手元に本日のファイルが1冊配布されていると思うんですけども、ただ今部長さんのお話にもありましたように、本日、知事への委員会意見決定をしたいということでございますので、このファイルの資料に基づきまして時間内に終わるようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

まず、お手元のファイルの資料1を御覧いただきたいと思っております。本年度、私どもが審議を頼まれました34地区全部の一覧表でございます。これまでの第3回までの委員会の意見が右の方にずうっと出ておりますが、中止とか計画変更も含めて結論を出した部分もあります。本日は、網掛けしてある未決定と書いてあるところ、すなわち18番、19番、20番、それから22番、24番、以上の5地区につきまして、委員会の意見をこれから御審議いただいて決定したいと思っております。

次の資料の2は、全部の地区の概要表で、もう既に各委員何度も御覧になっている内容でございますけれども、18番、19番、20番、22番、24番と全て県土整備部の道路課の担当でございますが、それをこれから御審議いただくということで、事業費、それから事業の目的、B/C、そういうことで5地区とも全て県側の方は継続したいということで既に御説明いただいておりますし、そのうちの3つの地区については先般現地も見せていただいた地区でございます。これが資料2でございますね。

これらのことにつきまして、今日限られた時間内で効率良く進めるために、私の方で「意見を今日に向かって出していただだけませんか」ということでお願いして整理したものが、各委員の手元にある資料3でございますが、資料3にありますように、一部の委員からは意見をいただけていないのですが、足利委員、一條委員、武内委員、武山委員、村井委員、それから下の欄外に書いておきましたけれども長谷川委員、以上の委員の方々からは本日の

審議対象となる5つの地区につきましてのコメントを頂戴してあります。これを見ながら今日委員会としての集約をしていきたいと思っているところであります。ということで、資料の方よろしゅうございますね。

それでは早速中身に入らせていただきます。番号の若い順から参りましょう。18番、半島地域総合整備事業、いわゆる通称私たちが小目名と言っている所でございます。これは現地も見て参りました。それで、ただ今の資料3を御覧いただきたいのですけれど、足利委員がいろいろ書いてありますけれど、要は「継続が妥当だと思う」と。それから一條委員が「計画変更であっても良いと思う」。それから次のページにいて、武内委員が「もうちょっと平日の交通状況なども含めて再説明して欲しい」というような注文が出ております。それから武山委員が一行目に「継続で良いと考えています」けど、下の4行目、5行目になりますと「きめ細かい設計が今後ますます重要となる」というようなことも書いてありますね。それから村井委員が「継続と考えます」ということで、委員によってコメントの内容が違って出ておりますので、ここをちょっと議論しながら、どういうふうに知事への答申、私たち委員会の結論を出すかということ議論したいと思うのです。

議論を始める前に、ただ今読みましたように武内委員から「もうちょっと再説明して欲しい」というような注文が出ておまして、私の方で担当の方をお願いをして、今日説明をしていただけませんかということで、資料を作ってもらったのが次のページの資料3の2ということになります。それでは担当の道路課の方から簡単に御説明いただけますか。

道路課：それでは道路課からお答えいたします。資料の3を御覧いただきたいと思っておりますけれども、1ページが今説明がありましたけれども地区番号18の回答になっております。それから2ページが小目名工区の交差点付近から終点部の平面図になっております。それで、その拡大図がこちらのパネルになっております。

小林委員長：これは2ページの図と同じですね。

道路課：同じものです。それから3ページが交差部付近の3方向からの写真となっております。それで、整理番号18、武内委員の質問は「暫定供用により集落内の安全は確保されており、現地調査時の状況であれば現況でも十分利用できるのではないか」などですが、ほかの委員からもこの工区については意見がありましたので、総括的にお答えをさせていただきます。

こちらのパネルを使いながら説明をいたしますが、前回現地を御覧いただいておりますのでお分かりかと思っておりますけれども、国道279号、こちらの方からバスで入って参りました。このオレンジ色の現道を通りまして、小目名の集落を通り抜けてこちらの方を周ってバイパスを通過してこの交差付近で現地の説明をいたしました。現地でも説明はしましたけれども、全体延長が1,060メートルを整備するということになっておりますけれども、全線が完成しますと、この黄色い部分と紫のこちらの1,060メートルが完成しますと、この現道とバイパスの接続はこのグリーンの取付道路によって連絡をするという計画になってございます。

それで、この事業は平成3年度に着手してございますけれども、平成9年にこの紫色の部分760メートルになりますけれども完成をしております。しかし、この赤い囲みの部分は共有地ですけれども買収できないということで、この現道に摺り付けをできないという状況でございました。町あるいは小目名の集落から何とかしてこれを供用開始させていただけないかという強い要望がございまして、いろいろ検討した結果、やむを得ずこのバイパスからこの現道に取り付けをするという形をとってございます。これは変則的な形状を取っているわけですけれども、本来であれば先ほど申し上げましたように現道にスムーズに行くように摺り付けするというのが本来の形でございまして、現道からバイパス、あるいはバイパスから現道に出る時に車が連続性を持って流れて行くようにというのが本来の姿でございます。

現在のこの状況でいきますと、交通量の少ないこの現道の方が優先道路ということになっ

ておりまして、交通量の多いバイパスの方が一時停止をここですと。それからこの所は、こちらが狭いわけですので、大型車輛同士がすれ違いの通行ができないというふうなことがございまして、ここでこちらから行った大型車がこう通って回り込んでしまうまで待機しなければならないというふうな状況が多くございます。

さらに、こちらがこういうふうに連続性になっているものですから、こちらから車が走ってきてバイパスに入るといふ時に、見落として通過する車がこの状態では非常に多いということがございまして、車の走行性、あるいは安全性、道路管理上等を考慮すると現況というのは決して好ましい状況ではありません。皆さんの方に配布している3ページの写真を御覧いただきますと、バイパス側が一時停止、あるいはすれ違いの通行ができないために待機をしているという状況がお分かりいただけたと思います。

また、既に終点部の黄色い部分、未整備区間約300メートルのうち赤い囲みの部分の2筆を除いて買収済みになってございます。それから、このうちの斜線の部分ですが、この部分は暫定切土を既に行っているということでございます。

したがって、残る黄色い部分300メートルございますけれども、早期に解消する必要があるというふうに考えてございます。また、現地調査時に交通量が非常に少なく感じられたようですけれども、平成11年度の交通量調査では平日で日当たり1,051台、休日で日当たり1,034台となっております。

それから共有地については、来年度事業認定申請を行うということになっておりますが、用地問題が解決すればこの合流部から終点部までの黄色い部分を一気に工事を行いまして、効果の早期発現を図って参りたいと考えてございます。現地でお話をしましたが、事業認定申請をする際には事業の継続がまず必要であります。それから予算措置がなされていないと申請ができないということになります。もちろん、継続されていないと申請のための調査、準備作業というのでもできなくなってくる。

それから既存の植生の改変量についてですが、既に150メートル区間が暫定切土を実施しているということから、既存の植生に配慮した法面保護を考えて参りたいと思っております。それから、交差点のコンパクト化についても、この緑の部分のように実施をするという計画がなされております。

それから、残地の利用については、このオレンジの部分になりますけれども、終点部の300メートルを工事する時に、迂回路はこの部分にはございません。したがって、通行止めということができないということで、このオレンジの部分を通しながらこの工事を進めていくということで計画が作成されております。実施した後は緑化や花壇というのを予定してございますけれども、道路の更なる有効利用を図るということで、地域の方々の意見も取り入れて環境整備を図っていきたくて考えてございます。以上です。

小林委員長：はい、ありがとうございます。まず、質問をされた武内委員、どうですか。マイクを渡して下さい。

武内委員：私が質問をした主旨は、当日は休日、しかも時間帯が悪かったためか余り交通量が多くなかった、ちょっとそういうふう感じたのと、後は比較はできないかもしれませんが、中止というふうなものも1件ございますので、その辺との兼ね合いで、大型車が特に多ければかなり危険性はあるけれども、そうでなければ何とかできるかなと、そんな感想を持ったものですから意見、質問をさせていただきました。

今日のお話ですと、結構な台数が通っているということと、後、村井委員の方から、今日の表を見ますと追加の説明があって、測ったところ結構半分以上大型車だということですね、そうするとかなり危険性もあるのかなというふうには私としては感想といたしますか、そう思いますので、そういうことであれば継続であっても良いのかなというふうには思います。

小林委員長：はい、ありがとうございます。どうぞ、これから各委員、一応論旨というか

主旨はここにメモってありますけれども、どうぞ御本人から御説明下さい。どうぞ。

一條委員：私、計画変更ということをして2つ書かせていただいたんですが、実はこれを書いた段階で附帯意見を付けるという方法があるんだということをお忘れておまして、ただすんなり継続というふうにはちょっと納得がいかない、難しいなと思う所を全部、中断とは言わないんですけども継続でそのまますんなり済むのかなと思う所に計画変更と書いてしまいました。どうしてそういうふうにお考えたかという、それこそ残る工事の箇所が短いのですから、継続というふうになっていけば良いのですが、どうしても道路が必要ではないというふうには決して思っているわけではなくて、今のこの現状において本当にそれが今すぐに必要なんだろうかと、それができることによって、例えば交通とかそこに住んでいる人にとっての大きなメリットがあるんだろうかということをお考えていった時に、すごく納得し難いということがあったんです。

今回の小目名地区の所も、本当にもうすぐ土地も取得出来るということで、工事を待つだけ、予算措置が見通しが付いていて継続と言ってもらえればそれで進んで行くんだということも分かるんですが、現地に行った時にさっきの279号線の方はずっと2車線になっていますよね。その箇所だけ今度大きな道路にしまうと、かえってそちらの先の方での交通渋滞というのを引き起こしてくるのではないのかなというふうな心配が私の中にあったんですね。そうすると、交通渋滞を引き起こして、そこに大きな道路を造って、ますます何か問題が起きてくる。今そこに何もなくて問題もなく継続ですと簡単に言ってしまうのも良いのかなという、少し納得できないものがありました。その意味でのちょっと軽率な書き方だったのですが、計画変更ということにしましたが、今お話を伺って、どうしてもそこで迂回路ということが分からずに旧道の方に入って行ってしまって、確かに狭い道路でしたので、そういう所で生活をしている方々の不便さとか安全が確保できないということであれば、迂回路ではなくこちらの道路を通るんだという意味でのその工事を継続していただくことが良いのかなというふうにはこの小目名地区の所では考えましたので、継続で結構です。

小林委員長：そうでございますか。そうすると、後で各地区そうなんですけれど、附帯意見をどういう形で付けるとかという時に、またそのことについてもう一度議論しましょう。

それから、武山委員のメモですけれども、冒頭に「継続です」で、後ろの方で「きめ細かい云々」ということで、ちょっとここをお説明というか御意見をどうぞ。

武山委員：この箇所がどうかということはおちょっと良く分からないんですけども、ほかの事例を見ると道路の線形ということなんですけれども、それを10センチでも下げるとか寄せるということによって事業費がほんの僅かですけれども変わるということがおあるわけで、その辺非常にきめ細かな、特にこれから事業が減ってくるとは思いますので、ここについて特にということではないんですけども、今後ということ。

小林委員長：きめ細かいというのは、道路行政一般についてというふうにお理解するんですか。

武山委員：後は、ここに関して言うとおちょっとこの問題だけ粗が目立ったような、ほかでももっといろんな事例があるとは思いますが。

小林委員長：そういうことですか、はい分かりました。

武山委員：この箇所については継続ということ。

小林委員長：そうでございますか。阿波田委員、いかがですか。どうぞ。

阿波田委員：前もって意見を差し上げられなかったので心苦しいのですが、意見を言わせていただくと、この件に関しては進捗状況等を考えれば意見としては継続です。それと同時に、やはりスムーズに交通の流れを保つには、計画どおりやられた方が良いと思うのですが、意見としては結論はそうなんですけれども、非常にこのケースで腑に落ちない点と問題点というのは一つは、やっぱり用地取得が遅れているということですね。基本的には用地取得が遅れるというのは、事業そのものが遅れますし、それは税負担者に対しては費用の増大に繋が

っていきますし、非常に大きな問題だと思っんですね。それと、そういう時に大抵はそういうスムーズにいかないケースとしては、やっぱり行政側と提供者というか用地を持っている人の間に意識のギャップがあって、何か利害対立が起こって遅れるというケースが非常に多いわけですね。そうすると、やっぱりこのケースについても公共事業の必要性とかが住民にきちんと説明されているかどうかということが非常に重要であって、特に最近はそのことに非常に敏感になっていて、いろんな公共事業全体のプロセスを管理するようなシステムがいっぱいできていまして、用地取得も非常に重要な要素になっているわけですね。そういう中で、共有地で、もしそういうバイパスに利益が本当に住民にとってあるのであればなぜこううまく行かないのかというのが一つ引っ掛かりました。多分それはお互いの情報不足とか、そういうのも若干起因しているのではないかというのが一つ。

もう一つは、幾つか今回も上がっていますが、バイパス事業で感じるのは、バイパスを要求される方が、例えば市町村だったり、あるいは観光団体だったりするわけですが、そういう時にバイパスされる側の住民からの申請であれば良いのですけれども、そうでないケースが非常にある時に、例えばそういうバイパスされる集落とそういう県なりに造ってくださいという要望書を出している組織、そういうものにとズレがあるケースもあると思うんです。だからその辺が、そういう用地取得にどういう因果関係が、そういうこととは全く無関係で、単に複雑な共有地という側面がありますけれども、下手すると根っこにそういうことがあるんだとすれば、そういう公共投資の全体の流れとして、このケースだけでなく、やっぱり用地取得とか、そういうあり方ですね、例えば最初に計画立案する時からそういう情報がきちっと集落なり何なりに提供されて、喜んで提供していただけるような環境が作れば良いわけなのですが。その辺どうなんですか。

小林委員長：用地取得が遅れている理由、どうぞ御説明下さい。

道路課：今、ここの場合は共有地ということでございますけれども、工事をするという前段階で、先ほどもお話されていましたが、例えばこの周辺からの要望とか、あるいは町、あるいはいろんな観光関係の方々から要望されて、例えばここであれば小目名地区の狭い部分が非常にネックになっているということで、じゃあ事業に着手を考えてみましょうかという時に、まず現地の調査をする時に、この近辺の人たちを集めて事業をなぜするのか、どういうふうにしていくのかということの説明をして、理解をいただいた上で測量をします。測量をしまして、例えば前にもバイパスだとか現道拡幅だとか、どういうルートで行けば良いのかということで、一つは我々の方の経済的な比較の問題もありますけれども、地元の意見、例えばこういう所であれば家屋が非常に多くかかって、場合によってはよその集落の方へ、あるいはよそへ行かなければならないということがあって、何とか拡幅ではなくてバイパスにしてくださいとかといういろんなケースがある。それは総合的に判断しながら、どうするかということでルートは決まってくるわけです。

この段階で事業に一応大方の方が賛成、中には反対、あるいはその他いろいろあるんですけれども、それは時間をかけてその事業の目的、必要性等を説明して皆さんの協力を得ていくというふうになって、たまたまここの場合は共有地ということで、この共有地の場合、非常に長い年月を経てきた共有地ですと、既に死亡している方、それからその子供さんたちが県外、あるいは国外に行ったりと、いろんなケースがあって、それらの調査をするのに非常に時間がかかるものなんです、共有地というのは。そういうことで、いろいろ調査を積み上げていって、例えばその間何も事業をやらないということでは困るので、例えばここの場合のようにこのバイパスの部分は並行して進めておきながら、こちらを調査する。本来であればこれができる時に合わせてうまく解決すればそのまま工事ということになるのですけれども、調査を進めて行くと、絡まった糸を解きながら行くようなもので非常に時間がかかるんです。そういうことで、ここの場合はそれらのものを積み上げた結果17年度に申請をす

るという計画は組まれています。そういうふうなことで、個人の土地であると、今言ったような説明をして何回か足を運んで御理解をいただけるのですけれども、理解をいただくという問題とは別にそういう調査に非常に時間を要するということがございます。

この共有地については、我が方で整備を進めている中にいろんな所にこういうケースが出てくるものですから、これはまた専門的な知識もいるということで、それぞれ計画を立てながら解決をして行くというふうになっているわけです。今の場合、むつの県土整備事務所にその共有地とかを解決する専門のプロジェクトチームを作っているところでございます。

小林委員長：今、予算の関係で保留事業になっていますけど、来年度予算を付けるということになれば、トラブルなく地権者の方たちから同意をいただけるということなんですね。

道路課：申請をしますので、当然予算化をしてというふうに。

小林委員長：いやいや、予算を取った暁に、まだ同意をいただいていない地権者の方々からは全部同意を取れるというふうに担当課としては踏んでいるということですね。

道路課：はい、そういうことです。

小林委員長：そうすると、阿波田委員が御心配のような部分は、この地区ではないと。地権者と行政とのそういう問題は、ここの現場についてはなさそうですね。

長谷川委員、どうでしょうか。現場を見てないでしょうけれど。

長谷川委員：前回のレポートも読ませていただいておまして、私がここに書きましたように継続が妥当だというふうに考えているのですが、先ほども話がありましたように、残り事業が少ないというふうな事業になっていること、それからB/Cもこういうふうにローカルな中でレベルが高い状況にあるということ、それから本来の道路の機能として、今円滑な通行が妨げられているような状況で、このまま継続することは交通事故などの危険とかということも含めて良い状況にないということをややかに解決していった方が地域の方々から非常に歓迎される方向にあるのではないかと思われる点で、この事業は継続が適切であるというふうに思います。

小林委員長：はい。足利委員、いかがですか。

足利委員：資料としてたくさん書いて差し上げておりますけれども、結論的に申し上げまして、この事業は用地取得が困難だと、それであればこれは地域住民に説明できますけれども、それ以外の部分では私は地域住民への説明は非常に難しいというふうに判断します。つまり、継続ということでありませぬけれども。

用地問題以外でこの道路を、例えば休止、計画変更、中止となれば、ここは恐山公園線全体整備の中の一部でございますから、ここだけ残す必然性というのは非常に薄いというふうに私は考えます。道路整備というものを半端にして残す、そういう手法の結論をこの委員会で出すことは、私は非常に好ましくないと思います。多分、県民から疑問符を突きつけられる可能性が非常に強いと私は思っております。これは委員会にしろ委員会の意見にしろ、あるいはまた委員会のまとめの意見にしても、やはり県民から共感を得られるものでなければならぬと思いますし、ある面ではこの委員会も強権を持っていますから、強権を発動するにはそれなりの大儀、合理性が求められると、私はこのように思っております。取りあえず、以上でございます。

小林委員長：ありがとうございました。そうすると、欠席の委員はともかくとして、会議が成立しておりますので、出席委員の合意ということでは継続ということであるというふうに委員長としても判断いたします。

しかし、先ほど一條委員がお話されておりましたように、附帯意見を付けたらいかがですかというふうな御提案をされているのですけれども、その辺について一條委員、もし付けるとすれば、例えばどのような主旨のということになりましょかね。

一條委員：阿波田委員がおっしゃっていたんですが、今回3つの事業の現場を見た時に、やっぱり取得されていない、3つ目の所も1軒お家をもう建ててしまったという、あの場合も同じだったと思うんですね。書きましたが誰のための公共事業だったのかというのをすごく私は考えさせられまして、この場合だけにしてお話をしても、やはり用地取得というのを最後に延ばしていくというやり方ではない方法を考えていただくと、もう少しこの期限というのが短い間で工事ができたのではないのかなというふうに私は考えたんです。いろいろ複雑な事情もたくさんあるんだとは思いますが、もうそれは最初の段階で分かっていたことだったのではないかと。やっぱりある程度一緒に並行しながら行っていくということが工事期間を短く済ますことのできる1つの解決方法だったのではないのかなと考えますので、その用地取得に関しての取組みの仕方と言えれば良いのでしょうか、もう少し最初の段階から検討していただきたかったなというふうに考えています。

委員長：いかがですか、用地のこと。武山委員、どうぞ。用地取得の話ですけれど。

武山委員：それに類した附帯意見を付けるのは良いと思うんですね。ここで皆で集まって審議をして継続になる結果ですよね。それでこの委員会は意味がないかということ、そうではなくて、やはりそういうことには注意して今後事業、特に新しい事業の際にはということをやったりいろいろ意見として出していくということは非常に重要で、先ほど阿波田委員からも話が出ましたけれども、B/Cで今やる中で、こういう用地取得とかで遅れることによってB/Cが損なわれる、便益が損なわれるということは非常に大きいわけで、その辺については非常に注意、あるいは予定どおりきちんと進捗するように、当初想定できなかったいろいろな事情で遅れてしまうということは当然あるとは思いますが、やはりこの再評価委員会にかかってしまうぞということがある程度プレッシャーになって進捗の方が図られて行くような形に結び付けば良いのかなと考えます。

小林委員長：今、お二方の委員の話を伺ってしまして、思うに、この小目名地区のこの現場に対する個別の附帯ということよりも、公共事業、なかんずく道路事業、農村整備というか土地改良事業は全てこれは法に基づく申請事業でございますからこういう問題はないんだけど、こういう道路のバイパスとか何かでやって行く時に、そういう行政側の判断材料として地権者との問題、それだけでなく多額の公的資金が投入されるということで工期が延びるということなども考えますと、用地取得の目的とか、地権者との問題とかということをももう少し事前にきちっと予備調査なりが必要なのではないかということのように各委員の発言をまとめますと、このお話はこの小目名地区に対する附帯意見ということよりも、青森県の道路行政に対する総括的、全体的な本審議会としてのコメントみたいな形で、総論的な書き方の附帯意見を付けた方が適切かなというふうに私はちょっと今皆さんの話を伺いながら気が付いたんですけれども、いかがですか、その辺は。

例えば、小目名地区にということになると、先ほど出てきた曲率半径Rの問題はもう一度どうなんだとか、それから今既に一部切土をやってはいますが、その緑化、いわゆる環境保全をどうするかとか、小目名の現場についてかなり具体的なことでどうしても知事に言うておきたいことがあるという時には個別に書いていくんだと思うんですけれども、今阿波田委員なり一條委員がお話されたことは道路行政全般についてのコメントというふうにまとめた意見の方が良いかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

武内委員：用地取得というのはそれ全てかかることですから、その方が良いと。それからもう一点、武山委員のコメントに出てきますけれども、B/Cの算定方法ですね。当初1にいていないのが多かったので再計算していただいて、1以上とか、高いのでは4とかになっていますけれども、これにつきましても道路事業全体に関わることで、これも今回取りあえずのB/Cの算定で工夫していただきましたけれども、今後も工夫していただきたいというふうに私としては思っています。

小林委員長：正しくおっしゃるとおりですよ。今の用買の話もそうですし、それからB/Cについても青森県は一生懸命急いで県独自のやり方で出していただきましたけれども、もうちょっと精度の高いというか、そういうふうなことを更に高めてもらいたいという辺りは全体的なお話だと思うんですね。

それでは、この小目名地区につきましては継続という結論でよろしゅうございますか。それで附帯意見はもうちょっと後で議論しますけれども、5地区全部終わったところで今年度審査したものを総括しながら私どもの見解をどうまとめましょうかということで附帯意見を残すという含みを持たせつつ、個別としては18番は県の対応方針案どおり本審議会としては継続という結論だということでもよろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それでは2番目の地区に参りましょう。19番でございます。やはり同じ半島地域総合整備事業の岩屋地区でございます。資料3の各委員の意見を御覧ください。足利委員、継続。それから一條委員はちょっと後でコメントをいただきたいと思いますが、なぜ継続としなければならないか。それから武内委員も継続。それから武山委員は追加部分のところでもちょっと疑問点が多いと思うのでということです。それから村井委員は継続ということでございます。先に武山委員の方から疑問が多いですということ、ちょっとお話をさせていただいて、必要があれば担当課の方から。

武山委員：B/Cの算出ということで、なかなか1を超えないということいろいろ工夫はしていただいたかと思うんですけども、どちらかということちょっと過大になり過ぎているのかなど。細かい点は意見の中に書いておきましたけれども、速度の中でどういう前提で計算をするのか。観光というのも、当然観光振興ということには結び付くとは思いますが、全てがこの岩屋バイパスに来るのかとか、あるいは観光客の増えた分を実績で今求めているわけですけども、それであれば今バイパスができていないけれども増えているということですよ。その辺りをどう見るのかとか。後、最後の方で防災、細かいところは私は見てないので、土地改良で使われているようなものを使っているというお話ですけども、それは本当に良いのかとか。あるいは、観光客分の時間短縮というのは、多分ダブルカウントになってしまうのではないかと。

細かい点を言い出すときりが無いんですけども、これもやはりここだけということではなくて、いろんな表を見させていただきますとこの半島地域というのは今後まだまだ出てきそうで、今保留されているものとか、あるいはまだ再評価にはかかっていないけれども次年度以降かかるであろうというものが多数あるように見受けまますので、その辺については個別のここという箇所ではなくて、県土整備部として県の道路網をどう考えるのか。後はそれぞれの事業に対してどういう基準で考えていくのかという辺りを、早急にということは難しいと思うんですけども、整理しておかないとこの先の説明というのが苦しくなってくるかなと。

小林委員長：そうすると、それも先ほどと同じように、総括的な本会としてのコメントを知事に出すという形での書き方でよろしいですかね。

武山委員：その部分についてはですね。後は、ここで話をいろいろ聞いて、疑問ということでもないんですけども、あそこは将来的には新しいバイパスに皆が移り住むような話もあって、そうなれば3メートルという非常に広い歩道が有効に機能すると思うんですけども、実際それはどうなのか。例えば、津波の常襲地域なんか、津波が来た直後は皆安全な高台に移り住むんですけども、やはり忘れた頃にという話もありますけれど、徐々にまた浜辺に戻って行って、それで忘れた頃にまた津波があると大きな被害があるということがあって、今の状況でいうとバイパス沿いに皆が住んで漁業を下で継続するというのは、ちょっと通勤距離というか、浜辺までの距離がすごく長過ぎて現実的かなというのがちょっと疑問に思いました。

そういう意味で、ここに書いてあったんですけれども、バイパスができて皆が移り住んだとすると、漁港との間のアクセスみたいなものが何か必要なのかなと。それは県でやるということではなくて、多分村なりが考えなければいけないということだと思っただけなんですけれども。その辺を含めると、もう少し早い時期に便益が出てくるというか、暫定で良いので供用できないかという。特に4キロまるっきり完成しないと、それも今の予定でいうと平成30年にならないと便益が出てこないということは、B/Cの計算でいうと割り引かれてしまって、Bのところはすごく小さくなってしまって、コストの部分はそれほど割り引かれないということで、それでB/Cがすごく小さいという結果にもなっていると思うんですよ。ただ、あそこは現地を見ると、暫定供用できるかどうか非常に厳しい所なので、軽々しく変えろという意見ではないのですけれども、特に半島地域の中で半島事業、そのほかの事業を見ても、非常に事業期間が長くて、平成26年以降とかいう事業が並んでいますので、重点配分なりして必要な所から効果がより早く発現できるような方向というのも何か考えていく必要があるのかなと。これも個別ではなくて総合的な意見ということになるかと思えます。それが要約すると私の意見です。ここということではなくて。

小林委員長：一條委員、ちょっと説明していただけますか。

一條委員：この箇所も継続ということに私も書きましたけれども、武山委員のおっしゃる疑問というか、どうしてなんだろうという疑問がたくさん残った場所だったんです。確かに県費を使って道路を造るということを考えれば、その村が県費を使って造った道路でどう反映していくかということが見えていって初めてその地区に対して公共事業としての効果というのが出てくるんだと思っただけなんですけど、あそこの聞き取り調査の場所においても、住民から出る意見というのは自分たちの子どもが勤めている企業への便利さゆえに早く造ってほしいんだという意見がとても強く感じられたというところに、すごく私には違和感みたいなものが残りました。

観光で村を自分たちは支えていくんだということもおっしゃる割には、それに対する案というのも余り示されていませんでしたし、漁業でやっていくんだという意見もある反面、若い人たちは企業に勤めて、住んでいる場所もあの場所ではなく別な所に住んでいるんだという意見が出てきたり、すごく話を聞いていてとても私はこの村、岩屋地区の方々はこのように自分たちの地域を将来作っていききたいのかということもすごく私には納得ができなくて、そこに県費を使っていわゆる企業のための道路というようなものを造っていく意味はあるのかということも私は単純にそこで考えました。

しかし、その中で子供たち、そこに住んでいる人たちということも考えれば、確かに細い道路でたくさんの大型のダンプが走って行くことに対する安全性ということも考えれば、やはり今現在住んでいる方々のために安全性を優先するのであれば継続という形にしなればいけないのかなという最終的な判断での継続なんですけど、ただやはりその聞き取りのところで、2つの企業のダンプの方々も村とのやり取りの中で速度を下げてもらっているから企業のダンプは何も問題がないんだと、そのほかの観光バスが問題なんだというお話をしていた内容もありましたので、だったら全部あそこの地区を速度を制限する地区にするんだといってしまうと、この道路というのは必要ないのかなということも逆に考えたりしてはいたんですけど。

本当に最終的には安全ということだけを考えれば継続なんですけど、全体としての附帯意見でも結構なんですけど、やはりすんなりの継続ではなくて、やっぱり自分たちの村を、地区をどうしていくのかという計画性を持った住民の働きかけというか、意思がないのであれば公共事業の意味もないのではないのかなということも申し上げたいなと考えました。

小林委員長：はい、ありがとうございます。阿波田委員、どうですか。

阿波田委員：ここについては基本的には意見として、かなり出来ていますし継続で良いと思

うのですが、やっぱり若干腑に落ちない点、一つは大型ダンプが通ることに対する住民への騒音だとか危険性ですね、そういうことが挙げられていた。そうすると目的がそういうことの解消のためのバイパスであれば、ちょっと性質が違うかなと。一條委員が書かれているような問題もあるかと思うんですね。ただ、申請されている方では恐らく観光、あるいは地域全体のいろんな開発のビジョンとかあるのでしょうかけれども、そういう意味であればそれなりの意味を持ってくるかなと思うんですがね。

ただ一つ気になったのは、観光にしてもあの辺の、バイパスだけでなくその先の三菱マテリアルですか、ああいう所の港湾の開発の仕方とか、ちょっとその辺は電力とか公益事業とは若干立地の仕方とかいろんなものが違うと、そういう意味から言えば電力などはある程度かかった費用に対する補償ができるようなシステムになっているのかなと思ったんですけども、完全な私企業との違いとか。そういう意味で、もうちょっと全体として環境に配慮するようなチェックというのが、単独の事業ではなかなか入りづらいんでしょうけれど、どこかでチェックする機能があった方が良さそうな気がしました。少なくともこの事業だけについてもかなり山側の方へ新しい道を造るわけですから、そこは相当環境についてケアすることがこの事業は非常に重要だと思っています。それはいろんなやり方があるし、現地で説明を聞いた時もある程度はそういうケアをされているということだったのですが、もっとあのエリア全体の環境というのが非常に心配な気がしました。

小林委員長：環境というのは、自然環境ということですか。

阿波田委員：景観もあります。私から見たら余り良くない景観だと思います。

小林委員長：そうですか。どうぞ、ほかに御意見。足利委員どうぞ。

足利委員：いろんな意見があるようでございますけれども。現実論でもって大雑把に申し上げますと、私はあの場所で大型ダンプカーがスピードを緩めると。これは関係企業、地域住民双方で涙ぐましい努力を重ねている、こういうのは恐らく全国的には稀な例だろうと私はそう思います。つまり、こういうふうな場合、バイパスを建設すること、これこそが行政の役割だと思いますし、出番ではなからうかなとこのように思います。

それからもう一つ、県の弁護をするわけではないけれども、このバイパス工事は多額の事業費を要することから事業着手が延ばされてきたと、私はそう思います。状況的にはもっと早く着手し、完成しておくべきではなかったのかなと思います。それから一條委員から、企業のための道路という話しがございましたけれども、専用道路かなんか知りませんが、実は尻屋崎の突端には青森県が管理する地方港湾がございます。尻屋崎港です。現在主に、石灰石の積み出しを行っております。確か、たまには大型の資材をあそこから陸揚げするということが過去にはあった筈でございますけれども。つまり、あの道路は、いわゆる港湾の管理上必要な道路であり、またバイパスになるわけでありまして、企業は後で張り付きましたけれども、元々尻屋集落が何百年も使ってきた道路でありますし、国定公園も企業もその後に決定したものであるということでもありますので、私はバイパス並びにあの道路は産業振興に寄与する道路だと思っております。企業のための道路、一面ではそういう指摘も成り立つかもしれませんが、産業の振興道路ということになるかと思っております。

それから環境の問題がちょっと出ましたけれども、実は現在のバイパス工事の現場の山手一体、ここで昭和30年代の中ごろから40年代にかけて、大手企業が山砂鉄の採掘を実施しました。現在その跡形もありませんけれども、その時に当時技術も未熟でございましたけれども、砂鉄の洗浄した泥水を度々海に、ダムが決壊等で流すという事故が相当発生しております。これは幾度となく繰り返されましたけれども、その辺の事情は先般の現地調査の際に、村長さんが来ましたが、村長さんもあの辺の出身でありますから十分承知をしているはずでありますし、また会議に来られた方々も当時その砂鉄の会社におりましたので、その辺のことは十分に染み込んでいるわけでもあります。したがって、過去に海を汚染され

たという経験がございますから、あの地区の方々は環境意識というのが相当高いと思っておりますし、バイパス工事につきましてもできればその辺の私は要望をしたいなと。つまり、資料に出しておりますけれども、切土、盛土をする場合には泥水の発生を防ぐための沈砂池を必ず設けること、それから大雨等の場合は現場にシートを被せるとか、泥水の発生を抑制すること、この辺を企業サイドに強く要請すべきであると思っております。以上です。

小林委員長：今の足利委員のお話の最後の環境上の問題のところについては、そのような内容の主旨の附帯意見を付けた方が良いということでございますか。

足利委員：はい。

小林委員長：分かりました。長谷川委員、いかがですか。

長谷川委員：この事業は、そもそも半島地域の総合整備事業の位置付けの中で行われている道路事業でありますけれども、2つの半島は様々な意味で青森県に、日本全体としても非常に課題があるわけですし、それらを振興していくために様々な努力をして今企業が張り付いて地域の方々と一緒になって活動を進めていると。一企業のお話だからということについて公共がというお話がございましたが、まず一つは産業振興を進めていく時に、じゃあそこにある産業を起こす機関が、要するに半官半民だとか官だとかであれば理解できるのに対して、民間ではそれは産業振興、非常に強い力を持っているそういう企業が来ていただけないとこういう振興はできないわけですから、その意味でこういう企業に限定されているということだけではなく、今の道路整備が引き続き違う企業にも来ていただけるような振興になっていただける視点を持っていけばよろしいのではないかと思います。

その意味で、企業が活動を起こして、その中で住民が様々な危険に、安全な交通ということから阻害を受けているとするならば、やはりこういうふうな道路整備を円滑に進めていくことが地域に対して支援していくことになると思っておりまして、本来のこの整備事業の主旨に非常にあっている事業だと理解し、継続していくことが適切であると思っております。

小林委員長：はい。武内委員いかがですか。よろしいですか。

武内委員：この地区については、現地調査の時にいろいろ意見を聞いていますので、私としては判断として継続です。委員によっていろいろ考え方があるかもしれませんが、確かに企業へのサービスという側面も若干あるのかもしれませんが、全体的に半島振興という面であれば観光も含めた産業振興ですね。これからいろいろ工夫はしていただかなくてはいけないのかもしれませんが、集落の安全確保上も必要だということで継続というふうに私は判断しております。

小林委員長：ありがとうございます。私もちょっとここについては、実は附帯意見を付けた方が良いのではないかと考えていたんですけど、足利委員のように、環境に留意した工法を取りなさいということは当たり前のごとくして、これはこれで良いんですけど、もう一つ、工期がとてもし長いんですね。総工費42億で、平成30年ですから、身に詰まされるというか話を聞いてももっともだと思えるのは、岩屋地区にお住まいの方々の交通事故、安全確保のためというのがやっぱり大きなバイパスを造る一つの理由だと思えるんですけど、暫定供用をできるだけ早くするように、今立入禁止ですよね、ではなくてできるだけ早く暫定供用できるような施策をしつつ、速やかにという類の附帯意見を付けておかないと、平成30年まで地域の方々大変だなという感じがするんですけど。

附帯意見を付けましょうということであれば、環境に留意した工法を取れという点が一点と、もう一点は地域住民の便益、安全性を考えて、暫定供用を早く行うような努力をされたいということではいかがかなと思うんですけど、どうでしょうかね。表現はちょっとこれから考えますけど。主旨としてはそういうことでよろしゅうございますか。それではそういうふうな附帯意見を付けながら、結果としては県の方針どおり継続という形に本委員会としてはしていきたいと思っております。

次に入ります。20番、同じく半島整備ですけれども、むつ市の関根地区ですね。資料3では、足利委員、継続。一條委員、計画変更。武内委員、継続。武山委員、継続。村井委員、継続。長谷川委員も継続ということで、まず一條委員、計画変更ということの主旨を御説明いただけますか。

一條委員：これも先ほどと同じで、何度も繰り返になります、阿波田委員もおっしゃった先ほどの全体で附帯意見を付けるという部分と同じ主旨で、それこそ附帯意見を付けての継続という考えをちょっと忘れていたので、計画変更なのですが。

小林委員長：結論としては継続だけど、附帯意見を付けましょうという主旨ですね。

一條委員：はい。理由も、先ほどちょっとお話ししたように、用地取得の関係でつぎはぎで造っていくということをしている最中に新しいお家を建ててしまう住民がいるということが、どうも私には本当に公共事業って何なんだろうと考えさせられたんですね。もっと住民への説明なり理解を求めていくという方法をやっぱり取っていく必要があるのではないかと、先ほどと繰り返になってしましますが、全体の附帯意見をお願いします。

小林委員長：分かりました。どうでしょうか、ほかの委員。この地区ということではないけど後で総合的なというか、全般的な附帯意見というところにそういう内容の主旨を入れてほしいという一條委員の意見ですけど。それはまた全般のところを考えましょうか。個別には20番としてはよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは20番は継続ということで。

22番。これも予算の都合で保留事業になっているわけですが、藤崎でございますね。これは現地は見えていないんですけど、書類審査ということで詳しく検討しました。足利委員、継続。早期完成してほしい。一條委員、継続。武内委員、継続。武山委員、継続。村井委員、継続。長谷川委員、継続。皆さん継続ですが、何か御発言ございますか。はい、ありがとうございます。ここの所は個別についての附帯意見ということは別になくて良いですね。

じゃあ次に参りましょう。最後の24番、大鰐ですね。足利委員、B/Cは低いけれども完成させると。一條委員が継続、計画を見直すことは必要ではないか。武内委員が安全確保のために必要だと。武山委員、継続。村井委員、継続。ちょっと一條委員、御説明いただけますか。何か一條委員ばかり発言させて申し訳ない。

一條委員：私がちょっと専門的な用語でお話できないのが困りものなのですが、本当にB/Cの低さというのが数値として挙げられているのであれば、やはり建設の計画段階で何か問題があるのではないかしらということをお話したかっただけで、本当に通学路の安全性ということを考えるのであれば継続ということをお願いしたいと思います。

小林委員長：分かりました。それでは24番は継続ということで、特別にこの地区に特定の附帯意見はないということでございます。

結論的には積み残しの5つの道路課の事業については全て方針としては継続ということにしたいと。ただし、附帯意見を付ける。附帯意見は、県の道路整備事業に関わる全般的な附帯意見という大きな括りで一点と、それから2つ目は個別的な事業に対する附帯意見というふうにあるのですが、まず簡単な方の個別の話では、先ほどもちょっと申しましたように、19番の岩屋のことに対して、すぐ傍に貴重な漁業資源があるから、そこに悪影響させないような環境に配慮したことを望むという点が一つと、それから地域住民の安全性を斟酌して、できるだけ早く暫定供用に入るような施策を望むという二つを。

ちょっと今、事務局と相談しながら具体的に知事答申にする文言は練り直しますけれど、主旨としてはただ今申し上げたような二点の主旨をこの19番については個別として入れたいと。個別はこの19番だけでよろしゅうございますか。ほかの地区はよろしいですね。

そうしたら、全体についてですが、ちょっと時間をいただいて私作文をしますけれど、言いたいことはまず一つ、B/Cについては現在の国の制度でやっているのを見ると、この

資料2にあるとおり全部1以下、0.5とか、何のために税金を使うんだみたいな、そういうふうなことしかないの、これではちょっと正確な評価ができないんじゃないかということで、第2回委員会の時に話が出て、担当の県土整備部の方では急いで青森県の特殊事情に配慮したような計算式を出していただきましたよね。ですけど、やっていく中で、この委員会の中でもいろいろそれに対して意見が出されていましてこともお考えいただきながら、更なる精度の高い便益の問題についての検討をお願いしたいと。その辺の問題が一点なんです。こちら辺については武山委員、どうですか。何かもうちょっと良い表現がないですか。ちょっと今から作文をしますので、サジェストいただきたいと思っておりますけど。

武山委員：これは多分新規事業の評価と再評価と分けて考えないといけないと思います。再評価に関して言えば、1を超えていれば余り変なものを出さない方が逆に良いのかなという気がします。

ただ、今回の5つの事業そのものに対して疑問という意見が随分出ていましたけれども、確かに1を超えていないという所は今後余程慎重に全体的な計画を考えていかないと新しい事業というのは難しくなるのかなと。ですので、B/Cに対する考え方と、後はやはり県土整備部として県の全体のネットワークとしてどういう考えで当たるか、その辺りを整理してもらわないとですね。

小林委員長：どう考えるかという意味は、例えば津軽半島にしても下北半島にしても、ああいうふうに道路ネットワークがちょっと遅れている所のものをどう便益として評価に持って行くかということですか。

武山委員：一つは、ちょっと今回やってもらった中でやはり課題になっている部分もあるんですけども、一般的なマニュアルでは見られていない便益というのをカウントしていくということは必要だと思うというのが一点ですね。

あと、それが例え1を超えなくても、ネットワークとしてやはり必要な事業というのがあるとすれば、それはやはり個別の箇所だけで議論しても出てこないと思うんですよ。ですので、その辺ネットワークとして考えないといけないので、そのネットワークのあり方みたいなものをどう考えて、時にはB/Cが1以下でもやるんだというようなですね。

小林委員長：県の道路施策として始めにそちらがあって、その中のこの部分の事業だという位置付けをしておけば、あえて1.0を無理して計算していくような細工をしなくても良いでしょうという話ですね。

武山委員：ええ。後は、今回の再評価にかかった分については、全て従来のやり方でも1を超えているので、余り変な値を逆に出さない方が良いのかなという気がします。

小林委員長：資料2の方を御覧いただきたいんですけど、4ページ辺りから道路課の事業が並んでいますよね。これは県が暫定的に計算式をやり直した数字が、括弧の中に入っているんじゃないですか、2とか4とか。余りこういうのは強調しない方が良いという意見なんですか。

武山委員：ちょっと過大すぎる部分がある。ダブルカウントとかですね。都合良くやっているんじゃないかというふうに見られてしまうのではないかと。

小林委員長：そういうことを更なる精度向上をお願いしたいという表現で良いかな、コメントとしては。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：今回こういうふうなB/C、要は青森県の立場からこの道路が、この事業がどういうふうな位置付けだとか、例えば半島振興のために県はどういう取り組みをするんだ、だからどういうふうなカウントになりますよという視点を設けていかないと、いつまでたっても全国どこでも同じ評価になっていくような指標でしか評価されていかないわけですね。

特にスピードの効果だとか安全性の効果だとかいうような指標だけがあって、とりわけ、例えば半島政策で今後観光事業に観光立県だという時に、じゃあ観光事業でどれだけのカウ

ントがと言っても、実際には数字がなかなか一人歩きしてしまうような世界もあつたりするので課題はあるものの、こういうふうな新しい取組みを県が出して、括弧でも数字として作られたということはやはり一つ評価して、その上で今の武山委員のダブルカウントを避けるとか、そういう説明能力の高いものに仕上げる努力をしていただくことを要望するという視点の方がよしいのではないかと思います。

小林委員長：分かりました。主旨はそのとおりですね。阿波田委員、公共政策の専門家としていかがですか。

阿波田委員：1を超えたらもう良いとか、多分そういう発言ではないと思うのですが。高いのは高いなりに意味があるわけですから、本来優先順位を付けるわけですからね。当然1を超えていても採用されないプロジェクトだってあるわけですね。カットレーションというのが非常に大切なわけですから。だからそういう意味では、目的がはっきりしていて、そういう目的に沿った便益をいかに計算するか。だから画一的なマニュアルでそういうものが当然全てカバーできるはずがないわけですね。それなりにマニュアルと違う便益をやっぱり考えなければいけないところがあるわけです。市場評価がしにくいものは、何とか市場評価して、貨幣タームで表すのが便益費用分析ですから。もちろん、そういう努力をきちっとすべきだと思いますね。ほかのいろんな定性的な判断資料があればそれはそれで別個に考慮してカウントすべきだと。便益費用分析はやっぱりきちっと貨幣タームでオーダーをつけるということですから、できるだけきちっと、それは大きかろうが小さかろうが、それはその方法で計算された値を信頼して考えるというしかないですね。もちろんダブルカウントしてあればそういうのは直さなければいけないんですけれど。

だから、1を超えれば良いという発想はかなり危険だということです。限られた予算の中でどういうオーダリングをするかという手法ですから。できるだけ、やっぱりそのプロジェクトが求められている便益を正確に、アイデアですよ、評価しにくいものもいっぱいあるわけですから、それはアイデア。そこをどう作るかというのが青森県の、こういう計算をやったといううまいものがあればそれが全国で真似するわけですから、そういう努力をしていく。だから余り、多分マニュアル、たくさんありますからマニュアルがあつてきちっとやることは大切ですけれども、やっぱりあるプロジェクトについては大胆にそういうマニュアルから外れて、独自の計算、工夫が必要なんじゃないかと。そういうことを大胆にやってほしいというのが私の意見です。

小林委員長：B/Cについては、原理原則のようなものはきちっと原理原則として算出して出しておきつつ、青森県の公共事業の目的に沿ったそういう見方、そういうものをきちっと盛り込めるような青森方式を作成してもらいたいという内容のことをちょっと作文してみましよう。

それからもう一点。これは先ほどの話題の、いわゆる地権者との用地買収の問題。これも申請事業ではありませんので、申請事業でないがゆえにもう少し事前に計画の段階からそういう地権者と、どういう表現が良いのかな。何ですか、どうぞ。

道路課：用地の問題なんですけれども、先ほど一係委員から共有地の問題について、いろいろ説明を私の方からしたのですが、それは最初から分かっていることなので、もっと早く手を打つべきでしょうということでお話をされていましたが、今附帯意見を付ける前にちょっとそここのところ。ちょっと今まで説明をしてなかったかも分からないのですが、事業をやる時、全体の用地買収の、いろいろな地権者があるものですから、そのうちの約8割ぐらいを解決しておかないと事業認定申請ができない。要するに、最初から事業認定申請できるというものではないということの一つ御理解を。

小林委員長：それは法的にそうなっているのですか。8割の同意を得ないと事業申請できないということになっているのですか、国交省で。

道路課：そうですね。概ね8割。

小林委員長：概ね8割の同意書を添付して事業申請をしているのですね。

道路課：はい。ですから、先ほど言われたように、我々は任意交渉でずうっと処理してきて、共有地の部分を詰めて申請するということになりますので、事業のスタートからそれを申請するというはこの事業の場合はできないと。

小林委員長：ちょっと言っている意味が良く分からないんだけど。8割の同意を取って。

道路課：8割を用地確保、解決。

小林委員長：道路を新設する時に、その用地を既に8割の確保の目途が立つという裏付け書類を添付しないと事業は採択になりませんということですか。

道路課：事業そのものがそうしないと、関係者とかそういうものの了解が得られていないわけですから、事業に協力が。

小林委員長：そうしますと、ただ今の小目名地区でいうと、カーブのところに残っているあれは8割以下の話なんですか。

道路課：もう民地は当然、あの道路だけですので9割はもう買収済みになっているわけです。

小林委員長：そうかそうか。全事業の中のという意味ですね。そして、残ったあそこの部分に集中して。何軒と言いましたか、地権者の方。かなりの数がいますよね。

道路課：数というか、面積ですね。

小林委員長：いやいや、面積だって、私が最後まで同意しなければ強制撤去になるわけですから。何筆いるの。私が現場で質問したら、かなりいるって言っていたじゃないですか、あなた。その人たちも織り込み済みですよということですか。

道路課：はい。

小林委員長：さて、そうすると、先ほどの阿波田委員の質問の主旨、すみませんもう一回、用買について。今の説明と整合性をとって。

阿波田委員：私が申したかったのは、そういう補償のところスムーズにいかないというのは、公共事業の流れ全体の、いわば立案から実施、その後の成果とかいろんなプロセスがありますね、そういうものをきちっとしていく時に、例えば補償の前にいろんなことがあるでしょうと。例えば計画の目標だとかどういう手段でやるかとか。そういう流れがきちっと対象地域の住民を含めて立案のところからきちっとなっていれば、もうちょっとスムーズに行くはずでしょうと。

小林委員長：でもやっているって。

阿波田委員：だから、そういうもののどこかに不備がなかったかというのをチェックする必要があるということを言っています、もしそうであればね。だから、全体の管理、個別の事業を責任を持ってやられている所では恐らく不可能だと思うんですね。だから県全体のシステムとしてそういうものがあるかどうかと。なければ作った方が良くないんじゃないかということですね。

公共事業のそういうプロセスを立案からマネジメントするような、そういう機能になっておられるところがどこかあると思うんですね。だから、そういうところで、要は対象地域の住民に情報がきちっと伝わり、あるいはそういう人たちがそれなりの参加意欲を持つようなプロセスがきちっとなされていけばスムーズに行くでしょうと。だからそういうシステムがきちんとしているかどうかということ言いたかったわけですね。

小林委員長：その辺どうですか、道路課の方で。何となく阿波田委員のお話を聞いていて、私としてはそれは当然そういうマニュアルに則ってやっているんじゃないんですかというふうに思うんですが。

藤本道路課長：今のお話、再説明になるかもしれませんがけれども、これまでの道路事業での用地取得までの進め方といいますのは、まず今のような路線を整備するかしないかという行

政の判断をして、じゃあこの事業を進めましょうかと。その場合はルートとか構造とか詳しいのは決まっています。その段階で、じゃあここを事業化しよう。事業化するためには、まず現地に入って用地測量をする必要があります。したがって、その段階で地権者が想定されます。例えば、想定される路線の200メートル幅ぐらい、あるいは300メートル幅ぐらいの方々に全て御案内申し上げて、事業着手を考えています、そのための測量が必要なので現地に立ち入らせて下さいというまず説明をいたします。その段階では。

小林委員長：課長さん、ちょっと質問なんですけど。出かけて行って御説明される段階で、地域の方々が8割ぐらい同意しているかしていないかというのはちゃんとリサーチされるんですか。その段階で、もし8割ぐらいの路線に引っ掛かる地権者の方々が同意しないと止めると。

藤本道路課長：いえ、先ほどうちの担当から事業認定の話が出ていましたけれども、事業認定と申しますのは、事業化をしますということで測量に入って、その後ルートを引いて、このぐらいの構造でこういう幅になるように今考えていますということで住民説明をします。その中でもいろんな意見が出ます。そのことをまた斟酌しながら構造とかを我々検討して、また次の段階でこの前の意見等を踏まえて最終的にこういう構造で造ると大体このぐらいの方々の用地が道路用地としてかかりますという説明をして、後かかる範囲のところには杭を打って、それぞれ一軒一軒の方々に確認してもらうということで用地の幅とか区域とか決めるんですけれども、それで今度用地取得のための交渉に入っていきます。

そうすると、最初からいろんな方が意見を出したり聞いたりしていますので、ほとんど8割、9割の方は余程の事情がない限り用地取得に承諾していただく。ただ、事業は理解するんだけど兄弟間での相続の問題が解決がつかないのとか、あるいは先々代の時から登記の相続がしてないので、そういう手続きをしないと売却できないとか、あるいは用地の境界が隣でまだ分からないのでできないとか、そういう個々固有の問題があります。あるいはどうしても事業に私は賛成しない、売らないという方もいます。

そうしますと、共有地の場合は一般的に何百人という、例えば元々100人で共有地を持っていました。それが3代、4代ぐらい続きますと相続権がずうっと続いてきますので、そういう意味から、そういうことで個別交渉をして8割の方が皆了解もっていました。ところが共有地とかどうしても売らない方が残っています。そういう方たちに対して事業認定というものをかけて法的に整理がつくようにするわけですけれども、その整理をするための事業認定には、大体周りの方の8割の取得が既に終わっていると、合意が得られているということで初めて残った部分のいろんな難しいものについての事業認定の手続きが得られるという形になっています。

小林委員長：分かりました。阿波田委員、どうですか今の説明で。

阿波田委員：だから、そういうプロジェクトで、固有の問題が解決できてほかに別に問題がないんだというのであれば、それはそれで良いんです。だから住民が情報不足でそういうギャップが起こって、対立みたいなものが起こっているのであれば全体のシステムをチェックするようなことをきちっとやっていかないといけないんじゃないかということを行っているわけですね。だから、そういうことをきちっと精査してほしい。

小林委員長：阿波田委員が御心配のようなことは押さえていると言っているんでしょう。

藤本道路課長：はい、そうです。一番最初の段階から地域の方には何回かの説明会をやって御意見を伺いながら進めていますので。

小林委員長：この地区では結構プランニング、プロジェクトに対していかなものかという意見の方たちも随分いるなということも承知して、であればその人たちに必要性を説明するし、それでもダメだったら止めるしということの、そのプロセスは当然道路課としてはやっているんですよということですね。

藤本道路課長：やっています。

小林委員長：現在でね。阿波田委員、やっているということですけど。

阿波田委員：遅れること自体、問題があるわけで。もうちょっとスムーズに行くのではないかということなんです。だから、そういうところをもうちょっと検討してほしいということですね。遅れなくて済むような、もっとスムーズに用地買収ができるような可能性があったのかどうか。絶対になかったというのであれば、それはそれでしょうがない。

藤本道路課長：用地交渉については、やはり個人の様々な状況がございますので、例えば我々が5年以内に用地取得をしますという内部的な目標を持って、そのために努力をします。ただ、努力の仕方として、余りごり押しになるような交渉の仕方は当然我々もできませんので、もう少しで了解が得られそうだとすると1年でも、あるいは2年、3年延びる場合が多々ございます。それはある程度、我々当初考えている事業期間の中で収まりそうな状況等を判断しながら、できるだけ個人個人の方に御理解をいただいた上で用地を提供していただくということを基本にしておりますので、若干延びるかなということは現場現場で若干出てくるというのはあります。

ただ、共有地の場合とかになりますと、あるいはどうしても周りの方がほとんど了解しているのにどうしても個人の事情で協力しない方とかとなりますと、それは法的な手続をしていかないと解決がつかないと。そういう場合に限っては、そういうことも予測しながら早め早めに用地の説明を何回となく努力しているというのが実情でございます。

小林委員長：実際やっておりますというふうなお話ですよ、ずうっと話を聞いていると。足利委員どうぞ。

足利委員：この用地取得なんだけども、私も現役を離れて10年近いものですから、ちょっとう覚えなんですけれども。確か、用地取得をする際に税務上の制限があったような気がするんですけれども。確か、あまり早めに土地交渉するなよ、決めてはダメですよというのは何回も言われましたけれども。その辺との関わりで、スケジュール上はどうなんですか。解明をお願いします。私も詳しいことは忘れたものですから。税務上の制限がなかったですか。

藤本道路課長：税務上はこの事業が公共性が非常に高いということで、税務署と打ち合わせをして、税控除の対象に、例えば5千万までは税金がかかりませんよということは基本的に税務署と確認した上で我々が個人の方々に説明をする際には、いわゆる個人の一つの土地で税控除が受けられるのは、例えば一回限りということが基本になっていきますので、例えば一つの土地を今年の前半で半分売って後半でまた半分売るとかということになると、一人の方の地権者では一年の中での一回の税控除、多分そこら辺の話で今お話されたのかなと思います。特に、早く、例えば事業計画が5年あって、1年目で80%買ったからそれは認められないとか、2年、3年になれば認めるとか、そういうことはございません。

足利委員：いわゆる、フライングみたいなものがあるような気がしたものですからね。分かりました。

小林委員長：武山委員、どうぞ。この用地取得の話ですけど。

武山委員：多分システムの何かすごい重大な欠陥があるとかということではないでしょうし、職員の方の努力が足りないということでも必ずしもないと思いますので。書き方としては当初の計画に遅延が生じないようになお一層の努力とか、そんなような書き方しかないのかなという気がしますけれど。あるいはその遅延が非常にB/Cを低下させるということを十分認識してもらってとか、そういう辺りを付け加えて。

小林委員長：今、担当課と各委員、主として阿波田委員とのやり取りを聞いていて、あえて知事に対する指摘というか、コメントという課題ではないのかなと私は今やり取りを聞きながら。

武山委員：ただ、非常に多くの公共事業で用地取得の関係で当初の計画から遅れて、ただその部分について従来余りそれによってコストがかさむとか便益の発現が遅れることによってB/Cが下がるという辺りが余り大きくは認識されずに、用地が難しいから1年遅れてもしょうがないなということできている部分もあるのかという気がします。

小林委員長：武山委員が話している内容は、私はむしろ公共事業の新規採択の時の、このプロジェクトを作る時に果たしてこの地域にこれだけの公的資金を導入することがそこにいる方々に対してメリット、デメリットのバランスに乗せた時に妥当なのかという辺りの判断の時にそういう問題が出てくるのであって、再評価、事業がスタートしていく時に用地の問題でゴタゴタ延びてくるとというのが現実にはないんじゃないですか、あるんですか。私はないと思って。今のシステム、御説明いただいたようなことをやっていけば、事実やっているわけだけれども、そのとおりやっているから、用地買収がネックになって工事が遅延している、それは若干はあるかもしれないけれども、致命的にということはあるんですか。

武山委員：当初の計画自体からいくと、公共事業は遅延するのがほとんどで、それはかなり当初の計画が希望的観測すぎるとい話があるんですが。それは除いて、実際やった中でも、どのくらい比率があるか分からないですけれども、遅延が生じているものかなりの部分は用地の問題というのは確かだと思います。それがどれだけ頻繁に起こっているかというのは十分には把握してないのですが。担当課の方に聞いてもらって。

小林委員長：その辺を附帯意見の中にどういう形で盛り込みますか、もしアイデアがあればちょっと御発言いただきたいのですけれども。

長谷川委員：今の委員長のお話のように、この問題、今回の再評価という時点でお出しになれるそういうお話というよりも、スタートからの話に対応すべき問題だという視点でいけば、この委員会があえて附帯を申し上げるというのではなくて、どちらかという私どもの委員会によって例えば休止とか、そういう課題が発生するような場合に、用地を提供した方に対しての対応ということが今度は課題になってくるわけですね。そういう視点の課題に対して、本委員会が少しどう検討をしていくことになるのか。それがこの委員会のやる役割になってくるように思うんですけれども。スタートの事業展開の時に用地を取得することについて云々という御意見を申し上げる委員会は、スタートの委員会の方に一任させていただければと思いますけれども。

小林委員長：いかがですか。阿波田委員、どうですか。

阿波田委員：私は単純に用地取得が遅れているために遅れているのかという判断で、そうであれば珍しいケースなのでね、ここに出てきた中では。そういう意味で、やっぱりそういうものはスムーズにやった方が良いということを行いました。

それと一つは、共有地であれば、むしろ小さいエリアですね、面積が小さい。共有地だったらもっとプロジェクトに賛同があれば、もっと取得しやすいんじゃないかという意識があったものですから。一人一人個別に補償を考えるとというより、もっとプロジェクトに賛同が得られればもっとスムーズに、小さい土地ですし、提供されるんじゃないかという疑問があったので、どこかギャップがあるのではないかと。そうであればそれなりに指摘をしておいた方が良くないかと。だから、そうでないというのであれば、別にそういうことで遅れているのではないという判断であれば別に問題はありませぬ。

小林委員長：じゃあ、この再評価の委員会としてはその部分に対する附帯意見は出さなくてよろしいですね。武山委員、いいですか。

それではちょっと整理したいと思うのですが、本日の5つの地区については全て県の対応方針どおり継続というふうに本委員会でも結論をつけたいと。ただし、19番の東通村岩屋地区については、先ほどのような主旨の個別のコメント、附帯意見を付けたいと。その前に、全般的な話としては、例のB/Cのやり方について更なる精度向上をお願いしたいという意

見をつけて、始めに全体的な意見の文章をつけて、個別としては19番にそうしたいということで、今日の積み残しの課題の5つの地区についてはそういう結論にするということによろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、これから暫時、事務局と相談しながら、こういうのを知事への附帯意見にして良いかというのを作文してきますので、ちょっとお待ちいただきたいのですけれども。

その前に、もう一つ私自身が、今日県土整備部ばかり話をしていますけれども、実は農林の方についても気になる場所が残っているんです。それは、飛ばしてしまった13番なんですよ。県営鉾毒対策事業の荒川の問題です。これはいろんな面でかなり県民の関心も高いところでございますが、現在担当課の方で今年度の予算でいろいろ調査中であるということでございますので、その結果をもって来年度の審議地区にもう既にしてほしいというコメントを、個別附帯意見としてこの13番については付けておきたいと思うんですけど。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それでは事務局、この13番についてもコメントを考えましょう。

それではただ今2時50分でございますので、20分ぐらいもらえれば良いですか。じゃあ、私事務局と作文してみますので、各委員申し訳ないけれど暫時3時10分まで休憩ということにさせていただきます。

【休憩】

小林委員長：再開します。今、急いで隣の部屋でバタバタしながら私が作ったのを打ってもらったんですけど。まず書式がどうなるかということ、お手元のファイルの資料4を御覧いただけますか。青森県知事三村申吾殿ということで、別添のとおり提出しますと鏡を付けて、そして目次というのがあります。それで目次のところに16年度公共事業再評価に関わる県対応方針案に対する委員会意見ということで、一枚めくっていただきますと横になっていまして、1番からずうっと出ています。右側の方ですけど、本委員会の意見というところですが、対応方針案どおりときますが、まず13番です。県営鉾毒対策事業荒川地区については、この評価理由、附帯意見という欄が今空いていますけど、ここに別紙とかという言葉を入れてもらって、その別紙に書く意見がただ今お配りした別紙になります。そこに、僅か1行でございますが、この13番につきましては、「現在実施中の検証試験の結果を踏まえて、平成17年度再評価審議委員会に改めて諮ること」ということを別紙というところに入れたいと思います。まず、この点は御同意よろしゅうございますか、各委員。ありがとうございます。

それで、続いて17番が、これはもう既に決定してあるわけですけど、県当局の対応方針が中止で、対応方針案どおり本委員会としても中止という結論ですね。2ページ目、18番、ここが今日決めたところですけど、18番につきましては、意見の欄は「対応方針案どおり継続」ということですね。それから19番、ここも意見「対応方針案どおり継続」です。評価理由、附帯意見というところに別紙というのが入ります。その別紙がここになるわけですね。全般的事項というのと個別的事項というのがあるのですけれど、まず個別的事項の別紙のところは今申し上げたように19番の話です。ちょっと各委員、文言直してほしいんですけど、半島地域総合整備事業（むつ尻屋崎線岩屋／東通村）についてということで、2つあります。まず、「ア、今後の整備に当たっては、自然環境、景観、漁業資源に悪影響が出ないよう環境に配慮した施工法を取ること。イ、本事業の完了が平成30年度となっており、便益の発現が遅くなることを見込まれることから、地域の交通安全を確保するためにも、例えば事業の年次計画を見直しし暫定供用するなど、効果の早期発現の可能性を検討すること」というのが19番の地区の附帯意見なんですけど、ここについていかがでしょうか。こういうふうに文章を直せとか、この文言ちょっとおかしいよとか言っていたきたいのですけど。よろしゅうございますか、この文言で。ありがとうございました。そうしましょう。

それから20番、本委員会は対応方針案どおり継続。それから22番、本委員会は対応方

針案どおり継続。24番も本委員会は対応方針案どおり継続ということです。

そこで、附帯意見の全般的事項というところをちょっと御覧ください。これちょっと苦労して作ったんだけど、自分で作りながら余り良い表現じゃないなと思っているので、是非直してもらいたいんですけれど。「ア、県独自の費用便益費算定は、新たな取組みとして評価する。しかし、その内容は、冬期間の速度差をはじめとする効果算定に必要な諸係数の適切な設定などの課題があり、今後更なる精度向上の見直しを行うこと。その検討に当たっては、青森県の地域特性や個別事業の内容に即した独自のB/C算定の工夫も考慮することが望まれる」と。B/Cという言葉は費用便益比という言葉に直した方が良いと思いますけれど。これは別な指摘ですが、「イ、半島地域など条件不利地域における道路整備については、地域におけるネットワーク整備の観点から、費用便益比にとらわれない全体的な計画の策定が望まれる」と2つの項目に分けてみたんですが、どうぞ直して下さい。これじゃあちょっとおかしい表現だよとかいうのを。いかがでしょうか。武内委員、どうぞ。

武内委員：アの3行目のところですけど、「見直しを行うこと」という表現でも内容は良いと思うんですが、「更なる精度向上に努めること」のような表現の方が良いかなと思います。それからイの方の2行目ですけど、「費用便益比にとらわれない」とわざわざ入れる必要があるのかどうか。入れなくても良いのかなと私としては思うのですが。

小林委員長：ネットワークの整備の観点から全体的なというふうに飛びますか。

武内委員：全体的な計画をすればそのまま個々についても位置付けがはっきりするわけですからね、わざわざ「費用便益比にとらわれない」と入れる必要はないのかなと思います。

小林委員長：はい、ありがとうございます。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：アの方は費用便益比の算定方法に対すること。それからイの方は、そうはあってもその算定が計画に対しての決定という根拠として、それにこだわらない取組みも必要なんだという2つの視点だと思うんですね。それで、イの中に、地域におけるネットワーク整備の観点という言葉が入り込んだのは、先ほど武山委員がお話になったネットワークという点での費用便益比算定もあるじゃないかという視点があったかと思いますので、そういう意味ではアの方にその言葉が入ることの方が適切であるので、つまりイの文は道路整備については「費用便益比にとらわれない全体的な計画の策定が望まれる」とのみすることも適切ではないかと思われま。ネットワーク整備の観点をこの算定の中で取り組むということについては、しかしと、その内容は冬期間の速度差をはじめとする効果算定という1つのネットワークの算定という課題もということと捉えるのが適切なので、あえて書かないか、あるいは速度差、あるいはネットワークとしての効果という言葉がアの方に入ればよろしいのではないかと思います。

小林委員長：武山委員どうですか、今の指摘。

武山委員：そうですね。

小林委員長：あえてアとイに分けないか。2つの項目に分けるのを止めますか。

長谷川委員：文が2つに分かれていて主旨が違うという、つまり1つは算定について、1つは算定の取組みについて評価するものの、課題に対して更に精度向上に期待したいということ。もう一方で、それはあるものの、本県の姿勢といいますか、施策に応じた選択ということを期待するという御意見ということ。

小林委員長：でも武内委員は、あえて費用便益にとらわれないという文言を入れなくても良いんじゃないかとおっしゃっているんだけど。

武内委員：やはり、県民なり国民に対して説明する場合には、やはり費用対便益というのは一義的には避けて通れないと思うんですね。その上で費用便益が1未満であってもこういう全体的計画の上で位置付けて必要だからということと言うのが次だと思うんですね。そういう意味で、あえて最初から費用便益に捉われないということを入れる必要はないんじゃないかな

いかというのが私の意見です。

小林委員長：いかがですか、ほかの委員の方々。

阿波田委員：イの方の全体的なネットワーク計画みたいなものの便益を入れるというのが、便益が定性的なものなのか、あるいはB/Cに入るような便益を工夫しなさいということなので続けて良いかどうかというのはあるかと思うのですが。アは便益費用分析のことを言っていますよね。イの方はそれとは違って、必ずしもそういう便益をはじき出して入れると言っているのかどうか。

小林委員長：そういうことを言っているんですよ。

阿波田委員：言っているのであれば続けても良いと思います。それともう1つは、半島地域など条件不利地域におけるというのが引っ掛かるんです。無理矢理上げるようで。単なる道路整備については、例えばそういう全体のネットワークを考慮しなさいということで良いんじゃないですか。そこがちょっと変だなと。

小林委員長：なるほど。はい、どうぞ。

足利委員：ア、イの関係なんですけども、イはいわゆる半島地域のことを盛っているわけでありまして、この項目はここは独立で残した方が非常に分かり良いような気がいたします。

それから文言については、半島振興地域における道路整備、今どなたかがおっしゃいましたけれども、条件不利地域、これはなくても良いのかと思いましたがけれども。半島振興法地域におけるとズバリした方が。

小林委員長：法付きにしてね。

足利委員：半島振興法地域における道路整備についてはと。ここは独立で残した方が、半島地域の皆さん方には非常にありがたい話になると思いますけどね。

小林委員長：事務局どうですか。各委員の発言を聞いていて。

奥川政策調整課長：法律を書くという案でございますが、半島振興法は実は16年度末で期限が切れることになっております。そしてその取扱いが現時点でまだ明確ではございません。そういうところをちょっと考慮していただきたいと思います。

小林委員長：皆さんが気にしているのは、条件不利地域というネガティブな表現についてはいかがなものかという感じで言っているわけだから、事務局で何か上手な表現はありませんか。言っている主旨は恐らく皆さん賛成してもらっていると思うんですけれど、あえて条件不利なんてわざわざ言わなくても良いんじゃないのということをおっしゃっていると思うんだけれども。

それから、武内委員にちょっと反論するようなんですけれど、費用便益にとらわれないという言葉が入った方がより特殊性が見えて良いのかなというのが著者としての見解でございます。こういう特殊性を考えてということ強調するためには、あえてとらわれないでと言った方が強調できるかなという主旨で書いたんだけれど。

どうでしょうか。細かい文言についてはもうちょっとこちらの課が専門の課ですから、私たちがこういうコメントを出したので、それに基づいて整理してもらって、知事答申に行く前までに各委員に流してもらえますか、今日欠席の委員もいるので。どっちみち、3人今日お休みなので、お休みの委員にもこんな文章を知事に出しますよというのを送らなければいけないでしょう。だったらその時までにもうちょっと文章を推敲して、こういうものでいかがかということも含めて各委員にこのような主旨ですよということで、文言については流すと。皆さんに事前に流して、そしてまた調整をした上で最終版を作ることということでいかがですか。よろしゅうございますか。良いですか、ありがとうございました。それではきちっとした記録として公文書として残る文言についてはもうちょっと手直しはあるにしても、主旨としては御同意いただいたということでやっていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それで、本当はもう1回ぐらい審議会を予定していたんですが、大変今年度はスムーズというか、別に端折ったつもりは全然ないですけど、真剣な議論を踏まえて1回なくても知事答申に漕ぎ着けられ、本当にありがとうございました。今日は道路行政について各委員いろいろ、ちょっと欠席の委員が3名も出てしまって、私としてはいささか残念ではあるのですが、一條委員が盛んに計画変更とか、いかがなものかという問題提起のようなことをコメントされておりますけれども、実は正しくこういう厳しい事情、県だけでなく国もなんですけど、公共投資のあり方そのものに対する見直しというか、いかがなものかという視点は正にこういう視点が出てきていると。

それから、自然環境の専門家ということで野田委員がいたんですけど今日欠席されて、野田委員がああいう未開発というかまだ人の手が加わっていない所に人間の手を加えることに対する1つの価値観というか、公共事業の考え方、これは土地改良事業も含めてだと思っておりますけれども、いろんなところに論文を書いているし、人と野生生物の共生ということも随分やっている委員が全然今日発言がなかったの。

それともう1つ。再評価審議会の1つの大きな目的が、そういう自然環境に対する配慮をどこまでやっている公共事業であるかということもきちっと審議しようということに対して、その部分が迫力というか、中身がちょっと弱かったかなという感じがしていないわけでもないんですけども、いずれにしても青森県は私が承知しているところでは、日本では長野県と並んで非常に公共事業に対する自己審査というか、自分の点検が進んでいる先進県だと私は思っております。そういう意味では、これ7年ぐらやっているんですが、7年の歩きながら考えるというやり方で私たち審議会と担当の農林水産部と県土整備部の方と一緒にやってきて、担当の方々も相当努力されて苦労されているなということの結果だろうと思うんですけども、なお先ほどの議論の中にも出ていましたように、更なる精度の向上をして、青森方式が日本の最先端というか最新事例としてほかの自治体が見学に来るといふか、再評価の仕方を見習うようなことになってほしいというふうに私としては希望しております。

特に道路行政、河川行政というのは予算の関係で数十年という、当初のプロジェクトを作った人は全員退職されて、下手したらもう見れないような状況の中で事業が完工という、そういう性質を持っているものですから、今後ますます厳しい公的資金の使い方の目が入ってくるのではないかという感想も持っております。最後は私の感想みたいなお話で恐縮でございましたけれども、各委員、何かこの際御発言ありましたらどうぞ。

それで、実は第1回目の冒頭に、事務局の方から私たちに15年度に導入、実施しました事前評価、継続評価の結果が資料として事務局から出されているんですね。これについても意見をお願いしたいと言われていたんですけど、時間の関係上ここで委員の意見交換という場面はなかったんですが、後で事務局の方から各委員にあの資料についてのコメントをお願いすると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう1つ、総論的に、ただ今申し上げたように7年継続してやってきたこの再評価システム、大分当初から見て関係者の努力で改善されたとは思っておりますけれども、更にこういう点も改善した方がよろしいのではないかということについても事務局の方からお問い合わせしますので、どうぞそこにまた御意見を出していただければありがたいと思ひます。

と申すことで、今年度の審議会はこれで終了させていただいて、あと日程調整をしながら知事に私と長谷川委員の2人で委員会を代表して答申、この附帯意見の説明などをする機会を持つということをしていただきたいと思います。

ほとんど全部土日、お休みの日ばかりで、各委員におかれましては御協力ありがとうございました。担当の部局におかれましては、お休みのところ毎回いろんな資料提出とか御説明いただき、本当にありがとうございました。これをもって今年度の再評価審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。それでは事務局どうぞ。

事務局：事務局の方からお伝えをしたい事項がございます。本会議での配布資料及び議事録につきましては、例年同様企画政策部政策調整課におきまして縦覧に供することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、県のホームページにおいても議事録を公表したいと思っております。議事録につきましては、事務局でこの後整理をいたしまして、委員の皆様の確認を得ました上で公表したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

4 閉会あいさつ

中村企画政策部長：効率的な御審議をいただきまして、予定の時間より大分早くなりましたけれども、大変御苦勞様でございました。

今年度の委員会の運営に関しましては、事務局の不備や不手際もありまして大変御迷惑をおかけしたところでございますが、小林委員長をはじめ委員の皆様のご御理解と御協力によりまして無事終えることができました。厚くお礼を申し上げます。

本日の委員会でとりまとめていただきました意見書につきましては、先ほど委員長からお話ございましたが、10月中に小林委員長及び職務代理者の長谷川委員から知事に提出していただく予定としております。今年度の公共事業再評価の対象となった事業の執行に当たりましては、皆様からの御意見を踏まえまして適切に対処して参ります。

また、再評価システムにつきましては、来年度の委員会に向けて、これまで委員会からいただいた貴重な御意見、御指摘を参考にしながら、見直し、改善の検討を進めていきたいと考えておりますので、今後とも御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それではこれもちまして、今年度の青森県公共事業再評価審議委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。